

「放課後児童健全育成事業実施に係る申立書」の提出にあたって

令和7年4月1日以降、新たに「放課後児童健全育成事業補助金」の交付を希望する場合は、原則として、令和6年8月31日までに「放課後児童健全育成事業実施に係る申立書」及び「情報シート」（以下、「申立書等」という。）の提出が必要です。

ただし、「申立書等」を提出すれば、必ず「放課後児童健全育成事業補助金」が交付されるものではありません。希望する小学校区の利用状況、市全体の予算、申立書の内容などにより、市で審査を行います。

「申立書等」の内容については、9月1日以降、市に来所していただき、ヒアリングを実施いたします。

また、複数の事業者等から、同一小学校区や近隣小学校区を所在地とする申請があった場合は、選考により補助対象団体を決定いたします。

なお、令和6年9月1日以降に、令和7年度の小学校区の利用状況見込みに急激な変動等があり、4月以降大幅な待機児童が見込まれる場合、予算の範囲内で別途「申立書等」の提出を受け付ける場合があります。

（重要事項）

本申立をする事業者は、次に掲げる資格要件を満たすものとします。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- （2）納付すべき市税等を滞納していないこと。
- （3）横須賀市暴力団排除条例第2条第2号、第3号、第4号又は第5号に該当していないこと。
- （4）本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に適合していること。

○「情報シート」の記入方法

1、事業者の名称

開設する放課後児童クラブの「事業者」の名称を記入してください。

例：個人運営の場合は、個人名

2、事業者の代表者（職氏名）

「事業者」の代表者の職名と氏名を記入してください。

3、事業者の住所

「事業者」の代表者の住所か、事務所の所在地を記入してください。

4、担当者氏名

本申立書に係る担当者名を記入してください。

5、連絡先

担当者の電話番号とメールアドレスを記入してください。

6、事業所の名称（クラブ名）

開設する「放課後児童クラブ」の名称を記入してください。

7、事業所の所在地

開設する「放課後児童クラブ」の所在地を記入してください。

★当該小学校から道路距離で1 km以内にあること。

※物件が確定していない場合は、「未定」と記入してください。

8、運営形態

放課後児童クラブの運営形態を記入してください。

例：運営委員会、保護者会、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、
任意団体、個人、株式会社

9、他自治体での放課後児童健全育成事業実施状況

他自治体で児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の実施状況をタブより入力してください。「実施している」を選んだ場合、クラブ名、自治体名、開始時期を記入してください。

例：〇〇学童クラブ（△△市）令和●年度から
学童クラブ●●（▲▲町）令和●年度から

10、事業開始年月日（予定）

放課後児童クラブの開始年月日を記入してください。

※原則、令和7年4月1日になります。

11、受入小学校区（予定）

どの小学校に通っている児童を受け入れるか記入してください。

例：〇小学校区、全小学校区など

12、利用定員（予定）

利用児童の定員を記入してください。

※遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画は、児童 1 人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければなりません。専用区画面積を1.65平方メートルで除した人数が、利用定員の上限になります。

★20名～45名となるように定員を設定してください。

13、利用見込み数

令和 7 年度、令和 8 年度の見込み数を記入してください。

14、開所日数（予定）

平日、長期休み、土曜、日曜・祝日の開所日数を記入してください。

※補足事項がある場合には、備考欄に記入してください。

★原則として、250日以上の開所日が必要です。

15、開所時間（予定）

平日、長期休み、土曜、日曜・祝日の開所時間、閉所時間を記入してください。

★原則として、平日は 3 時間以上、平日以外は 8 時間以上の開所時間が必要です。

16、延長保育（予定）

平日、長期休み、土曜、日曜・祝日の「延長保育」の開始時間、終了時間を記入してください。

17、職員数（予定）

放課後児童支援員（資格職）、補助員の人数を記入してください。

18、開所時の配置人数（予定）

クラブの平日と長期休み開所時に放課後児童支援員と補助員合計何人配置（同一時間帯に配置される最大の職員数）するか記入してください。

★開所時間中は、職員 2 名以上（ただし 1 名は、放課後児童支援員）の配置が必要です。

19、月額利用料等（予定）

月額の利用料、おやつ代、習い事代を記入してください。

★月額利用料が13,000円以下（週5日利用、1年生から6年生の利用料平均月額）となるように、金額を設定してください。ただし、おやつ代込み・習い事代込みの場合は、それぞれの相当額を除きます。

※利用料がおやつ代込み、習い事代込みの場合は、利用料欄に（おやつ代込み、習い事代込み）と記入し、相当額をおやつ代、習い事代欄に記入してください。

※週の利用頻度、学年等により利用料金が異なる場合は、別途「利用料一覧表」を提出してください。（様式任意）

20、月額家賃（予定）

放課後児童クラブを開所する場所の家賃（月額）を記入してください。

※物件が確定していない場合は、家賃の予算を記入してください。

21、障害児の受入体制（予定）

障害児の受入体制をタブより入力してください。

22、送迎の有無（予定）

送迎の有無をタブより入力してください。「有」の場合、送迎エリア（○小学校区）を記入してください。

23、習い事等の有無（予定）

習い事等の有無をタブより入力してください。「有」の場合、具体的な内容を記入してください。

★習い事は、放課後児童健全育成事業とは別事業として扱いますので、利用者に習い事を強要することはできません。また、習い事にかかる費用は放課後児童健全育成事業の対象となりません。

24、スポット利用の可否（予定）

スポット利用（夏季休み期間のみ利用など）の可否をタブより入力してください。

25、施設改修工事の必要性（予定）

施設改修の必要性の有無をタブより入力してください。「有」を選択した場合、改修工事内容と改修工事見積額を記入してください。

※設計図、仕様書、見積書（複数社）、施設の賃貸人の同意書（賃貸借契約の場合）を添付してください。

(8月末までの提出が難しい場合は、ご相談ください。)

【留意事項】

- ★利用する施設は、次に掲げる施設要件を満たすこととします。
 - ・建築基準法、消防法を遵守していること。
- ★利用する施設は、以下のいずれかの条件をクリアしてください。
 - ・新耐震であること。
 - ・旧耐震の場合、耐震診断をして、問題がないこと。
 - ・旧耐震の場合、耐震診断をして、耐震工事が済んでいること。
- ★補助対象となる施設改修工事は、軽微な工事に限ります。
 - (例) 床板や壁紙の張替えは対象。建物構造に関わる耐震工事は対象外。
 - 防災対策として、玄関ドア、窓ガラスの耐震化、防災カーテン、防災グッズの購入は対象。
 - 建物の効用を増加させるような改修は対象外。
 - エアコン設置にかかる費用は対象。ただし、ビルトイン等の建物埋め込み式タイプは対象外。
- ★補助対象となることが決定する前に、施設改修業務（契約業務など）を実施した場合、改修工事の補助金（環境整備補助）を交付できません。
- ★交付される改修工事の補助金は、記入いただいた額より減額する可能性があります。
- ★補助金を活用して改修工事を行った場合、処分制限期間（例えば、鉄筋コンクリート造は38年）よりも前に廃止する場合は、補助金の返還を求められる可能性があります。

26、補助金不交付団体になった場合の事業実施について（予定）

補助金の交付団体とならない場合でも、放課後児童健全育成事業を実施するかどうかをタブより入力してください。

以上